

議院議員選挙

8時まで 文化センター・大ホール



参議院議員の任期満了（7月25日）に伴う「参議院議員通常選挙」が6月24日（木）に公示され、7月11日（日）に選挙が行われます。当日は午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な1票をいかしましょ。

八幡市で投票ができる人は

参議院議員通常選挙に八幡市で投票できる人は、次の条件をすべて満たしている人です。

- ① 日本国民
- ② 平成22年3月23日以前に八幡市に住民登録をし、現在に至っている人
- ③ 平成22年7月12日以前に生まれた人

郵便により投票ができる人

身体障がい者（戦傷病者）または要介護者の皆さんには、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は八幡市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障がい者手帳（戦傷病者手帳）の交付を受け、



このように

投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。選挙は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙です。
※ 郵取り扱い異なる投票所があります。

「比例代表」と表示している投票箱へ入れてください
候補者や政党名などを書いてください

次の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5である者として記載されている人です。

- ① 両下肢または体幹の障がい（一級）
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい（一級）
- ③ 免役もしくは肝臓の障がい（一級から三級の程度）
- ④ ①から③の障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合

「郵便による投票手続き」

「郵便投票証明書の交付を受けている場合：市選挙管理委員会事務局に投票用紙請求書を持っていますので、郵便投票証明書を持って請求にお越しください。郵送でも代理人でもできます。

「市内転居は投票所に注意」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

「今年6月15日以降に届け出た場合」

受けていない場合、早めに身体障がい者手帳が戦傷病者手帳を持つて市選挙管理委員会事務局へ申請してください。なお郵便による不在者投票用紙などの請求期限は、7月7日（水）です。

市内で住所変更された場合は、届け出日によって投票所が変わります。

新しい住所地の投票所で投票していただくことになります。

転居前の住所で選挙人名簿が作成されていますので、旧住所地で投票していただくこととなります。

この場合「投票所入場券」が届かないことがありますので、市選挙管理委員会を確認し、投票日の当日、投票所へ入場券の交付を受

けてください。また転出された人でも、転出後一定期間（原則的に4カ月間）は、市の選挙人名簿に登録されています。

転出された人でも、八幡市で投票することが可能になります。これらの人は、「投票所入場券」に代えて「投票のお知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに投票方法が記載されています。

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

候補者の名前を自分で記入できない人は、投票所の事務従事者が本人から直接お聞きして、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。

秘密は厳守しますので、投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

3月24日以降に転入された人は前住所地で投票

平成22年3月24日以降に八幡市へ転入届を出された人は、八幡市では投票をするにはできませんので、前住所地で投票することになります。この場合、前住所地の選挙区の候補者（比

例区の場合は全国同一）を

選ぶことになります。

前住所地が遠方の場合、投票することができません。

この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている必

要がありますので、前住所地の選挙管理委員会へ問い合わせください。短期間（半年）に2回以上、住所変更（市内転居除く）をして

いると、今回の選挙では投票できない場合があります。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選挙管理委員会へ問い合わせください。

郵便ががき	
選挙区	〒
選挙人名	様
〒	
参議院議員通常選挙 投票所入場券	
選挙人名簿番号	性別 氏名
氏名	投票所
選挙区	投票区
投票日時	平成22年7月11日(日) 午前7時から午後8時まで
A0220100066163723X	

ハガキ(入場券)を忘れずに

市は事前にハガキの投票所入場券を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票入場券を忘れずにお持ちください。

▼投票所入場券が7月7日になっても届かないときは、市選挙管理委員会へ問い合わせください。万一、入場券を紛失されても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所の係員まで申し出てください。

▼あなたの投票所は投票所入場券に記載してあります。ご確認ください。

投票をご利用ください

～7月10日(土)午前8時30分～午後8時
則・警備員室前

※ 期日前投票は、投票所と同じように、投票用紙を直接投票箱に投かんする制度です。7月11日の投票日に①②の理由で投票できない人は利用してください。土日とも受け付けします。投票所入場券を持参ください。(印かんは不要)

- ① 当日仕事等がある人（仕事場が投票区域内でもかまいません。冠婚葬祭に出席される場合も、これに該当します）
- ② 当日レジャーや買い物など私用で投票区域外へ出かける人

※ 病院等の不在者投票施設や帯在地の選挙管理委員会

投票所では、パソコンで受け付けをしています。入場券のバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。投票所入場券は折り曲げないで持参ください。

あなたの投票所はこちらです

7月11日は参

投票 午前7時から午後
開票 午後8時45分から

投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
1	志水公民館	一区(一部)
2	二区公会堂	二区(双葉含む)
3	山柴公民館	三区(一部)
4	橋本公民館	橋本(一部)
5	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡(番瀬・小西)
6	八幡人權・交流センター	六区
7	上区公会堂	上区
8	やわた流れ橋交流プラザ	中区
9	都児童センター体育館	下区
10	内里公会堂	内里
11	戸津公会堂	戸津(一部)
12	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
13	長町南集会所	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
14	くすのき小学校	男山(金振・竹園の一部)
15	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
16	中央センター集会所	男山(八望・泉)
17	男山第三中学校	男山(美敷・長沢・笹谷・雄徳・指月)
18	橋本小学校	橋本(一部)・西山
19	くすのき保育園	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
20	(旧)八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部)・福祿谷の一部
21	南センター集会所	男山(香田・竹園の一部)
22	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部)・福祿谷の一部
23	コミュニティセンター月髪	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水泊・一ノ坪・御幸谷の一部)
24	美濃山コミュニティセンター	飲明台・岩田大谷・内里大谷



投票

白色



未来のためにあなたの1票を

市選挙管理委員会委員長 道上 幸彦
 投票に参加することは、未来の社会を決めることにあなたが直接、参加する大切なことです。すてきな社会、希望を持てる社会になるようあなたの貴重な一票を投じましょう。



選挙公報を配布します

「選挙公報」は、選挙で候補者を票決するときの大切な資料です。投票日の2日前(7月9日)までに各家庭にお届けします。投票日の2日前になっても届かない場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前

6月25日(金) 市役所!階西



で投票する不在者投票は今までもあります。

パソコン受け付け

海外に長期滞在される人にも投票の機会があります

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することが出来ます。投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙管理委員会へ、選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙、比例代表選出選挙のいずれも投票できます。※地方公共団体の選挙については、海外から投票することはできません。詳しくは市選挙管理委員会へ。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所2階)